

土壌汚染調査について

(2022 年 9 月建設常任委員会行政報告資料から抜粋)

旧リサイクル文化センターの解体工事においては土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「法・条例」という。）に基づき土壌汚染調査を行う必要がある。現在までの調査結果を報告する。

① 調査状況

現在までに、予定する 274 地点（259 検体）のうち、198 地点（161 検体）を調査した。（参照【調査地点図】）

次の、ア、イの 2 地点の土壌について、わずかながら「鉛及びその化合物」の溶出量基準（0.01mg/L）の超過が認められた。

調査地点	溶出量測定値	溶出量基準値
・地点ア	0.011～0.027 mg/L	0.01mg/L 以下
・地点イ	0.011～0.024 mg/L	

これは、ミネラルウォーターの成分規格適合値（0.05mg/L 以下）よりも小さな値であるが、法・条例に基づく対応が必要になる。

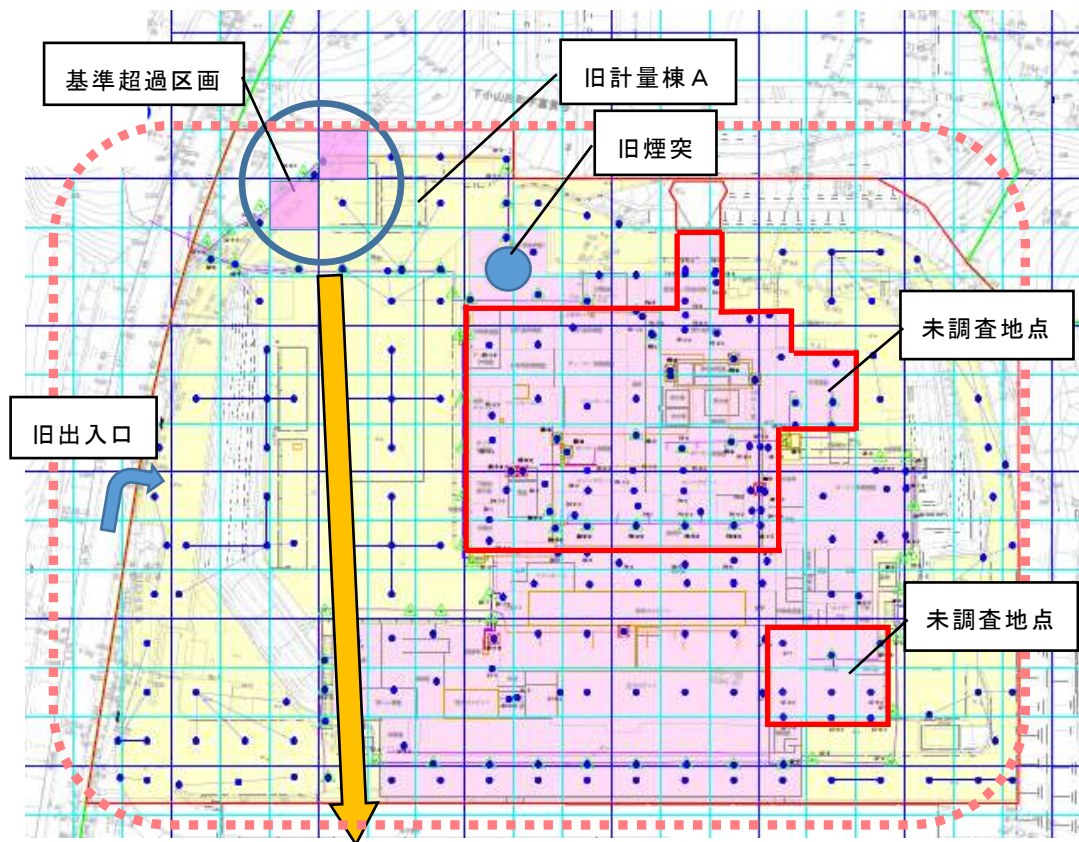
② 今後の予定

○基準を超過した地点を含む 2 区画について、法・条例に基づき対応していく。

- ・土壌汚染対策法第 14 条による区域指定の申請を行う。
- ・指定された区域の種類に応じて対策を実施する。

○残る未調査地点について、解体作業にあわせ調査を行う。

【調査地点図】



【拡大図】

